

宮崎県警察通訳人運用要綱の制定について（例規通達）

平成27年3月23日

例規第10号

この例規通達は、来日外国人犯罪の捜査に必要な通訳業務に関し、部内通訳人及び民間通訳人の通訳体制を確立するなどの組織的対応を図り、適正かつ迅速な捜査のための運用要綱を定めたもの

主な内容は

- 目的
- 通訳事務の処理
- 通訳人の要件
- 通訳人の指定、委嘱等
- 県内における通訳人の派遣
- 九州管区警察局管内各県警察間における通訳人の派遣
- 研修会の開催

等である。